

国際関連情報 Report from IFRS-IC

IFRS-IC 会議(2019年9月)出席報告

みずほ証券(株) 市場情報戦略部 上級研究員
 公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長
 企業会計基準委員会 非常勤委員
 IFRS 解釈指針委員会委員

くまがい ころう
 熊谷 五郎

I. はじめに

2019年9月17日、IFRS 解釈指針委員会(IFRS Interpretations Committee、以下「IFRS-IC」又は「IC」という。)会議がロンドン国際会計基準審議会(IASB)オフィスにて開催された。

本稿では、本会議における各議案の主な論点、アジェンダ決定案の要旨、筆者の発言を中心に報告する。なお、アジェンダ決定案及び最終化されたアジェンダ決定については「IFRIC Update September 2019」を、より専門的かつ詳細な内容については企業会計基準委員会(ASBJ) 桑田専門研究員の記事をご参照いただきたい。

II. 2019年9月IC会議の概要

2019年9月開催のIC会議は、15の議題について討議した。なお、AP番号とは、討議資料(Agenda Paper)の番号のことであり、その順番は、「IFRIC Update September 2019」に基づく。

主な内訳は、アジェンダ決定案に関する検討5件、アジェンダ決定案の最終化に関する検討

6件であった。

(1) アジェンダ決定案に関する検討(5件、うち3件はAP4に関連)

AP2: 契約を履行するための訓練コスト (IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」)

AP3: リースの定義—海上輸送契約 (IFRS 第16号「リース」)

AP4A: 超インフレの在外営業活動体の換算—為替差額の表示 (IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」及びIAS 第29号「超インフレ経済下の財務報告」)

AP4B: 在外営業活動体が超インフレとなる前の為替差額累計額 (IAS 第21号及びIAS 第29号)

AP4C: 在外営業活動体が初めて超インフレとなる際の比較対象金額の表示 (IAS 第21号及びIAS 第29号)

(2) アジェンダ決定案の最終化に関する検討(6件)

AP5: 遅延又はキャンセルに対する補償 (IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」)

AP8: 借手の追加借入利率 (IFRS 第16号「リース」)

AP9: 非金融資産の為替リスクの公正価値ヘッジ (IFRS 第9号「金融商品」)

AP10：不確実な税務処理に関連する負債又は資産の表示（IAS 第1号「財務諸表の表示」）

AP7：財務活動から生じた負債の変動の開示（IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」）

AP6：生物資産への事後の支出（IAS 第41号「農業」）

(3) その他の事項（1件）

AP11：委員会の仕掛中の作業

このうち、筆者が主に発言したのは、AP2、AP3、AP4A、AP6、AP7であった。以下、これらのアジェンダについて、論点と筆者の発言について報告する。

■AP2：契約を履行するための訓練コスト（IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」）

本アジェンダでは、顧客との契約を履行するために生じる訓練コストを、無形資産として認識するのか、発生時に費用として認識するのが論点であった。

IASB スタッフの分析、結論は、「要望書に記載された事実パターンにIFRSを適用すると、企業は顧客との契約を履行するために生じた訓練コストを発生時に費用として認識する。」というものであった。従って、IFRSはこのような会計処理を決定するにあたって適切な基礎を提供しており、本件を基準設定アジェンダには追加すべきではない、というのがスタッフの提案であった。

本要望書に関するスタッフの分析、結論及び提案はIC委員の支持多数で可決された。

本件に関する筆者の発言要旨は以下のとおりである。

●本件をアジェンダに加えないという、スタッフの提案に賛成する。大多数の作成者が同様の取引を費用計上しているが、無形資産として認識している作成者も少なからずいるように見受けられる。このアジェンダ決定により、実務の多様性が軽減されるのであれば、財務諸表利用者としては歓迎したい。

●ただし、スタッフによる分析では、従業員に対して企業Aの支配が及ばないことを強調し過ぎているのではないか。企業Aは、個々の従業員を十分に支配しているとはいえないものの、スキルのある従業員のチーム全体については、十分支配しているといえるのではないか。研修の後で一部の従業員を失うことはあるかもしれないが、研修を受けた従業員のチームが顧客企業Bに対して、サービスを提供できる限り、将来において研修から発生すると期待される経済的便益を、企業Aは支配していると言えると思う。それがまさに企業の事業や経営管理の実態であると思う¹。

●従って、本要望書の実事パターンに、IAS第38号が適用されるのは自明であるとは言えないと思う。少なくとも判断の余地はあるのではないか。

■AP3：リースの定義—海上輸送契約（IFRS 第16号「リース」）

顧客が特定の契約について契約期間全体にわたり船舶の使用を指図する権利を有している場合に、当該契約にリースを含むか否かが論点であった。

要望書に記載された事例は、次のとおりで

1 IAS 第38号第15項は、「企業は通常、熟練した職員のチーム及び訓練から生じると期待される将来の経済的便益に対して、これらの項目が無形資産の定義を満たすのに十分な支配を有していない」としている。筆者は、上記のとおり、IAS 第38号の見解に同意できない。しかし現在は、会計基準にこのように書かれている以上、その適用にあたっては、IASBスタッフがそれに従って行うべき会計処理を導いているのは、妥当であったと考えている。

ある。

- ① IFRS 第 16 号 B13 項から B20 項を適用すると、特定された資産（船舶）がある。
- ② IFRS 第 16 号 B21 項から B23 項を適用すると、顧客は 5 年の使用期間全体にわたり船舶の使用からの経済的便益の殆どすべてを獲得する権利を有している。
- ③ 船舶の使用方法及び使用目的に関する関連性のある決定の多く（ただし、全部ではない）は、契約で事前に決定されている。また事前に決定されているのは、
 - (i) 一航海あたりの輸送量（船舶の積載能力は 100 トン）
 - (ii) 船舶の継続的航海（検査や修理を受ける場合を除き、船舶は継続して輸送にあたる。）
 - (iii) 3 つの輸送航路（港湾 X⇒港湾 S、港湾 Y⇒港湾 S、港湾 Z⇒港湾 S）
 - (iv) 上記の各輸送航路一回についての輸送距離と期間
 - (v) 上記各輸送航路について輸送される石炭 1 トンあたりの輸送料
 である。

顧客は、使用期間全体にわたる船舶の使用方法及び使用目的に関する残りの関連性のある決定を行う権利を有している。そうした意思決定権は、船舶の使用から得られる経済的便益に影響を与えるので、関連性がある。

- ④ 供給業者は、使用期間全体にわたり船舶を運用し維持管理を行う。

IASB スタッフの見解は、要望書に記載された事例では、顧客は船舶の使用を 5 年の使用期間全体にわたり指図する権利を有しており、したがって、当該契約はリースを含んでいるというものであった。こうしたスタッフの分析に対して、筆者は反対意見を表明した。筆者の発言要旨は以下のとおりである。

- スタッフの分析には完全には同意できない。

資料 33-34 項の分析の殆どについては同意するが、次の点に関してスタッフの分析に同意しない。

- 航海の順番を変更できるという顧客の権利は、多くの場合、契約期間中に顧客が得得であろう経済的便益に重大な影響を及ぼすとは思わない。契約期間にわたる石炭の総輸送量と航海の総距離数は、事前に決まっている。
- 顧客は船舶の最大の使用効率を前提に、航海の順番を決めるだろう。最善の使用効率という前提に立つ限り、航海の順番を変更できるという顧客の権利によって、顧客の享受する経済的便益総量も変わらないはずであり、船の使用方法及び使用目的に関わる顧客の決定に影響を及ぼすとは言えない。
- ただし、航海の順番が経済的便益の総量に重大な影響を及ぼす場合が全くない、とまでは言い切れない。仮にそうであるのであれば、当該契約の経済実態を描写するために、契約にリースが含まれるかどうかは、作成者の判断に委ねた方がよいと思う。
- 本アジェンダ決定案の書きぶりは、非常に特定の事実パターンに関して、余りにも規範的過ぎると思う。その結果、現行実務に大きな変更を迫り、かえって契約の経済実態を表現することができなくなり、財務諸表利用者をミスリードすることになりかねない、と懸念する。
- 本件を、基準開発アジェンダに加ええないというスタッフ提案には反対しない。しかし、本アジェンダ決定案の、「従って、委員会は、要望書に示された事実パターンにおいて、5 年間の使用期間にわたって、船舶の利用に関して指図権を有する。」という一文は、余りにも制限的過ぎる。「IFRS 基準は、企業が自身の判断を基に要望書に示された事実パターンについて会計処理を行うための、適切な基礎を提供している。」程度の表現に留め

てはどうか。

筆者の意見に対して一部の委員から支持する声が聞かれたものの、本件に関するスタッフの分析、結論を支持する委員が圧倒的多数であった。

■AP4A：超インフレの在外営業活動体の換算—為替差額の表示（IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」及び IAS 第 29 号「超インフレ経済下の財務報告」）

本アジェンダは、IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号の適用に関するもので、論点は、超インフレ経済下で、企業が修正再表示及び換算の影響額を財政状態計算書においてどのように表示するか、であった。当該影響額の表示について、次の 3 つの見解が示された。

見解 A：修正再表示からの影響額を直接資本に表示し、換算からの影響をその他の包括利益（OCI）に表示する。

見解 B：修正再表示及び換算影響額の合計額を OCI に表示する。

見解 C：修正再表示及び換算影響額の合計額を直接資本に表示する。

IASB スタッフは、IFRS の関連規定の分析により、見解 A 及び見解 B のみが認められると結論づけている。

それに対する筆者の発言要旨は以下のとおりであった。

- 基本的に、スタッフの分析、結論に賛成する。また基準設定アジェンダに加えないという提案にも賛成する。
- 要望書に示された事実パターンに適用可能な二つの代替的会計処理のうち、財務諸表利用者から見て望ましいのは、見解 A に基づく会計処理だと思う。株主資本の変動が、修正再表示によるものなのか、為替換算によるものなのか、その変動要因の内訳を知りたい。
- これは、ちょうどファンドマネージャーの運

用成績について、超過収益の源泉が銘柄選択に基づくものなのか、セクター配分に基づくものなのか、その混合要因に基づくものなのか、を分析するのに似ている。

- 見解 A に基づく会計処理の問題点は、見解 B に基づく会計処理に比べて大幅なコスト増となる点である。一方、見解 B では、修正に基づく変化と為替換算に伴う変化が一括して表示されることになり、株主資本の変化に関わる経済実態を忠実に表現できなくなることが懸念される。しかしながら、多くの企業にとって、超インフレが発生している国・地域へのエクスポージャーは、重要性があるほど大きくはないようである。そうしたエクスポージャーに重要性が無い場合には、見解 B に基づく会計処理であっても、殆どの財務諸表利用者にとって、受け入れ可能だと思う。
- また見解 B と見解 C では、見解 B の方が望ましい。子会社の処分に伴う、為替調整勘定やその他の包括利益累計額のリサイクリングは、利用者の経済的な意思決定に有用な情報を提供すると思うが、見解 B ではそうした情報が提供されるのに対して、見解 C では提供されないからである。

■AP6：生物資産への事後の支出（IAS 第 41 号「農業」）

本件は、2019 年 6 月 IC 会議で、議論された案件に関するアジェンダ決定案の最終化に関するものであった。本件の論点は、IAS 第 41 号を適用して売却コスト控除後の公正価値で測定する生物資産の生物学的変化に関連するコスト（事後の支出）の会計処理に関するもので、事後の支出を資産化する（すなわち、資産の帳簿価額に加算する）のか、それとも、事後の支出を発生時に費用として認識するのかを問うものであった。要望書提出者の問題意識としては、これが明らかにならないと、財務諸表利用者

対して有用な情報が提供できないのではないかと、いうものであった。

これに対する IASB スタッフの分析、結論は、事後の支出について、資産化しようが費用として認識しようが、測定や PL に影響を与えない、というものであった。そして、関連する IFRS 基準、IAS 第 1 号や第 8 号は、作成者が、費用分析に関して利用者の意思決定に有用な情報を提供するための適切な基礎を提供しており、本件を基準設定アジェンダに追加しないことを提案していた。この提案に基づくアジェンダ決定案が 6 月会議後に公表され、ほぼ原案どおり、9 月会議において最終化された。

本件の最終化にあたって、筆者は以下のとおりコメントした。

- 提案されたアジェンダ決定案の最終化に賛成する。要望書提出者の財務諸表利用者の情報ニーズへの配慮は評価したい。しかし、もし各法域の規制当局が、当該法域の上場企業が投資家に対して、意思決定を行うのに十分有用な情報を提供できていないと考えるのであれば、各国の開示規制の枠内で対応できると思う。
- IAS 第 41 号を修正するのに要する多大なコスト、IASB の有するリソースの制約を考えると、本件が基準開発アジェンダに加えられ、緊急性のある案件であるとは思えない。

■ AP7：財務活動から生じた負債の変動の開示 (IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」)

本件は、IFRS-IC 史上初めて、財務諸表利用者から提出された要望書に基づくもので、2019 年 6 月の IC 会議で議論された。要望書の背景には、IAS 第 7 号の開示要求に基づく負債

の変動に関する開示が不十分で、財務諸表利用者の意思決定に有用な情報が提供されていないのではないか、という不満がある。

6 月会議では、IASB スタッフより、IAS 第 7 号の開示要件は、企業が適切な開示を行うにあたって、必要最低限の基礎を提供しているとして、基準設定アジェンダ決定案に加えたいという提案がなされた。筆者は、スタッフの分析、結論及び提案に、財務諸表利用者として、この提案に沿った形のアジェンダ決定案では、企業の開示実務が変わるとは思えないとして強い反対意見を表明したが、アジェンダ決定案は IC 委員の圧倒的多数の賛成で可決され、6 月会議後に公表され、意見募集に付された。今回は、本アジェンダ決定案の最終化に関するもので、ほぼ原案どおりの内容の最終案が示された。

本最終案に対して、筆者の発言要旨は以下のとおりである。

- 本アジェンダ決定によって、作成者の実務が変わり、財務諸表利用者には有用な情報が提供されるようになるとは、到底思えない。自分としては、実際に作成者に現行実務を変えさせるためには、本件を ASBJ が提案するように基準開発アジェンダに加えるべきだと思う。
 - しかし、自分の意見は少数派であることも認識している。また、スタッフの分析、結論及び提案に同意はしないが、財務諸表利用者から IFRS-IC への初めての要望書に対して、真摯に対応してくれたことは承知している。そうしたスタッフの対応には、財務諸表利用者を代表して、謝意を表したい。
- 本最終案は、再び IC 委員の圧倒的賛成多数で可決され、最終化された。